

新型コロナウイルス感染症拡大防止ガイドライン (第2版)

令和2年7月27日
公益財団法人 足立区体育協会

緊急事態宣言の解除に伴う大会等イベント及び施設利用の再開に際し、次のとおり感染症拡大防止ガイドラインをまとめました。

各大会等イベント運営者・施設利用者は本基準及び中央競技団体ごとに作成している種目別のガイドライン等を参考とし、当該イベント・施設の状況に応じて追加策を講じてください。

なお、本ガイドラインは足立区『新型コロナウイルス感染症拡大防止ガイドライン 第2版』【令和2年5月29日】を基本として、日本スポーツ協会『スポーツイベント再開に向けた感染症拡大防止ガイドライン 改訂版』【令和2年5月29日】等を参考に作成しました。

第2版では、下記の項番を追加しました。

5 大会等イベント運営全般 (4) エ、(5) ア及びウ

7 大会等イベント時の施設環境整備 (1) ア～エ

11 大会等イベントでの感染者発生時の対応 (1) ～ (5)

※ 該当する箇所は**ゴシック体太字**で表示しています。

1 施設利用の前提条件

(1) 新型コロナウイルス感染が疑われる以下の事項に該当する場合は施設を利用しないこと

ア 平熱を超える発熱がある

イ 咳（セキ）、のどの痛みなどの風邪の症状がある

ウ だるさ（倦怠感）、息苦しさ（呼吸困難）がある

エ 嗅覚や味覚の異常がある

オ 体が重く感じる、疲れやすい

カ 新型コロナウイルス感染症陽性とされた方との濃厚接触をした

キ 同居家族や身近な知人に感染が疑われる方がいる

ク 過去14日以内に政府から入国制限、入国後の観察期間を必要とされる国、地域等への渡航又は当該在住者との濃厚接触をした

2 施設貸出条件

(1) 体調等の確認

ア 利用者は施設管理者に対して、利用当日に必要な事項（氏名、連絡先、体温、利用前2週間における発熱の状況等）を記載した「施設利用者体調等チェックシート（個人用）」を提出すること

なお団体利用については、代表者が構成員の上記項目を把握したものとし、「施設利用者体調等チェックシート（団体用）」を提出すること

※ テニスコートの利用者は団体用の「施設利用者体調等チェックシート」を提出すること

(2) マスク等の準備

ア 運動・スポーツ中のマスクの着用は利用者等の判断に任せるが、受付・着替え等の運動・スポーツを行っていない間、特に会話をする時には、マスクを着用すること（休憩時、トイレ利用時も）

イ **【屋外施設】** 気温・湿度が高い中でのマスク着用は熱中症のリスクを高めるため、人と十分な距離（2m以上）を確保できる場合には、適宜マスクをはずすこと

(3) 十分な距離の確保

ア 感染予防のため、人との距離を2m以上確保すること

- (4) 更衣室（シャワー室を含む）・ロッカーの利用
 - ア 更衣室に入る前に手指消毒すること
 - イ 短時間利用とすること
 - ウ 近距離での会話は慎むこと
 - エ 熱中症予防のための水分補給以外の飲食は禁止
- (5) スポーツ用具の管理
 - ア 共有するスポーツ用具（卓球台、トランポリン、バレー支柱など）はこまめに消毒を行うこと
- (6) 換気の徹底
 - ア 密閉空間とならないよう、定期的に窓を開け、外気を取り入れるなどの換気を行うこと
- (7) その他、施設利用時は以下の事項を遵守すること
 - ア 大きな声で会話、応援は行わないこと
 - イ 近距離での会話は行わないこと
 - ウ **【屋外施設】** 集団での飲食は禁止
 - エ **【都施設等】** 東京武道館、陸上競技場、野球場、テニスコート等の利用についても施設ごとの貸出条件に従うこと
 - オ 各施設、種目（競技）により貸出条件が異なるため、施設ごとの貸出条件を遵守すること
詳細は足立区HPの各施設の貸出条件を参照すること
 - カ 施設管理者等が決めたその他の措置を遵守すること
施設管理者等の指示に従うこと

3 スポーツをする際の一般的な留意点

新型コロナウイルス感染拡大防止のため

- (1) 石鹸やハンドソープでこまめな手洗い、濃度70%以上のアルコール消毒液等による手指消毒を行うこと
手洗いは30秒以上行うこと
- (2) 走る・歩くイベントにおいては、前の人への呼気の影響を避けるため、可能であれば前後一直線に並ぶのではなく、並走する、あるいは斜め後方に位置取ること
- (3) スポーツ中に唾や痰をかくことは極力行わないこと
- (4) タオルの共用はしないこと **【マイタオルの持参推奨】**
- (5) 飲みきれなかったスポーツドリンク等を指定場所以外に捨てないこと
熱中症予防のため
- (6) 屋外施設では、気温・湿度が高い中でのマスク着用は熱中症のリスクを高めるため人と十分な距離（2m以上）を確保できる場合には、適宜マスクをはずすこと
- (7) のどが渇いていなくてもこまめに水分補給するよう心掛けること
多くの汗をかいたときは塩分も補給すること
- (8) 周囲の人との距離を十分にとれる場所で、適宜休憩すること

4 名簿の管理

- (1) 施設利用者の名簿管理
 - ア 利用団体代表者は利用者名簿を作成し、1カ月程度保管すること

5 大会等イベント運営全般

- (1) 参加申し込み
 - ア ネット申込み等、非接触によるやり取りが可能な手法をできる限り導入し、接触機会を回避すること

イ インターネットやスマートフォンを使った電子的な受付の一層の普及を図り、受付場所での書面の記入や現金の授受等を避けるようにすること

(2) 参加者名簿

ア 参加者から以下の情報の提出を求め、参加者名簿を作成すること

イ 作成した参加者名簿を1ヶ月程度保管すること

(ア) 氏名・住所・連絡先(電話番号)

(イ) 当日及び入場前2週間における以下の事項の有無

① 平熱を超える発熱

② 咳(セキ)、のどの痛みなどの風邪の症状

③ だるさ(倦怠感)、息苦しさ(呼吸困難)

④ 嗅覚や味覚の異常

⑤ 体が重く感じる、疲れやすい等

⑥ 新型コロナウイルス感染症陽性とされた方との濃厚接触

⑦ 同居家族や身近な知人に感染を疑われる方がいる場合

⑧ 過去14日以内に政府から入国制限、入国後の観察期間を必要とされる国、地域等への渡航又は当該在住者との濃厚接触がある場合

※ ①～⑧に該当する場合は、参加を見合わせる

(3) 入場時等における対策

ア 体育館等の会場入口に「発熱のある方、体調不良の方は入場をご遠慮ください」という趣旨の張り紙を掲出すること

イ 入場者の列は間隔(できるだけ2m)を空ける。このための運営スタッフによる行列の整理、距離をおいて並べるよう立ち位置の目印を付すなど、入場整理を行うことで混雑を避けること

エ 入場者にマスク着用の徹底などの周知を図ること

※ 「施設内ではマスクを着用してください」という趣旨の張り紙を掲出すること

オ 発熱が疑われる入場者に対しては、非接触式体温計を用いて体温を測定し、37.5度以上の発熱が認められる場合は入場を制限すること

カ 体育館等の会場入口や施設内各所に消毒備品等を設置し、入場者の手洗いや手指消毒の徹底を図ること【団体・個人ごとのマイ石鹸、マイハンドソープの持参推奨】

※ 大会等イベント運営者が濃度70%以上のアルコール消毒液、次亜塩素酸ナトリウム水溶液を用意すること

次亜塩素酸ナトリウム水溶液の作り方・消毒の方法は、別紙『施設の消毒・除菌の方法について』を参照すること

※ 体育館等入場時に「手指をアルコール消毒して(石鹸でよく洗って)から入場してください」という趣旨の手指消毒や手洗いの実施を促す張り紙を掲出すること

キ 施設の規模に応じて入場者数や滞在時間の制限を設けること(とりわけ屋内施設については、3密(密閉、密集、密接)にならないよう入場者数の制限に十分留意すること)

※ 入場者数は足立区HPの貸出条件(利用定員)を参照すること

(4) 施設内における対策

ア 適宜換気を行うこと

イ 可能な場合は、体育館等の会場出入り口や窓等を常時または適宜解放すること

ウ 人と人との間隔(できるだけ2m)を確保すること

エ 施設内（会場）及びその周辺を定期的に巡回し、3密の有無を確認し、3密が発生する可能性や発生している場合は、速やかに解消に努めること

オ 入場者に対し、消毒・手洗いの励行に加え、大声の会話を慎むよう適宜アナウンスすること

カ 入場者に対する紙やチラシ類などの物の配布は手渡しで行うことは中止し、机等に設置するなど、据え置き方式で行うこと

(5) その他

ア 3密防止のため、開会式・閉会式を省略するなどして、できる限り大会等イベントの簡素化を図ること

イ 大会等イベント前後のミーティングや懇親会等においても、会話時にマスクを着用する等感染対策に十分配慮し、3密を避けること

ウ クラスタ（集団感染）の恐れがあるため、大会等イベント終了後は速やかに解散し、打ち上げは自粛すること

6 大会等イベント運営スタッフ向け対策

(1) 運営スタッフの体調管理

ア 運営スタッフが使用する衣服は、こまめに洗濯すること

イ 運営スタッフに対し、出勤前の検温や新型コロナウイルス感染症を疑われる症状の有無を確認させ、報告を徹底すること

ウ 体調不良の場合は、休養を促し、従事中に体調不良となった場合には、直ちに帰宅させ自宅待機とすること

(2) 大会等イベント開催中における対策

ア 運営スタッフにこまめに石鹸やハンドソープで手洗いをを行うよう指導すること

イ 運営スタッフが、こまめに手洗いができない状況である場合は、適宜手指消毒を行うよう指導すること

ウ 手指消毒は市販の濃度70%以上のアルコール消毒液を原則とすること

エ 運営スタッフに従事中のマスク着用を促すこと

オ 運営スタッフ間で、できるだけ2mの距離を保てるように配慮すること

カ 適宜換気を行うこと

キ 可能な場合は、体育館等の出入り口等や窓を常時または適宜解放すること

(3) 休憩時等における対策

ア 休憩室の規模に相応しい人数以上の入室を制限し、休憩する際も対面での食事や会話をしないよう徹底すること

イ 特に、屋内の休憩スペースについては、座席間のスペースを十分にとり、できる限り常時換気を行うこと

ウ 運営スタッフ同士が共有する物品や、手が頻繁に触れる場所をなるべく減らし、共有を避けることが難しい物品等（テーブル、椅子等）は、1日あたり2回程度消毒すること

エ 運営スタッフは、休憩室に入退室する前後の消毒・手洗いを徹底すること

7 大会等イベント時の施設環境整備

(1) 受付での3密の回避

受付での手指消毒や検温等のため手続きに予想以上時間が掛かり、従来の運営方法では順番待ちの参加者による3密の発生が懸念される

受付での3密を避けるために、以下の対策を講じること

ア 受付場所を増設するとともに、参加者の間隔を確保するため、対応する運営スタッフをこれまで以上に増員すること

イ チーム（個人）の試合開始時間に合わせ、時間差での受付を実施し、1回あたりの受付人数を減少させること

ウ 受付場所を広いスペースで行うか、複数の場所で受付を実施すること

エ 受付の前後で参加者が人との距離を保ち、待機することのできるスペースを確保すること

(2) 受付等における対策

ア 必要に応じ、受付など人と人の対面が想定される場所に、アクリル板や透明ビニールカーテンなどを設置し遮蔽すること

イ 受付前など入場者の列が想定される場合には、立ち位置の目印を付すなど行列の整理を行うことで混雑を防ぐこと

(3) ごみの廃棄における対策

ア 鼻水、唾液などが付いたマスク等のごみは、ビニール袋に入れて紐を縛るなど密閉した上で捨てるよう表示すること

イ ごみを回収する運営スタッフは、収集の際に手袋・マスクを着用するとともに、手袋・マスクを脱いだ後は、必ず石鹸と流水でよく手を洗ったうえで、手指消毒を徹底すること

8 大会等イベント時の消毒・清掃について

(1) 不特定多数の人が触れる場所・器具等は、次亜塩素酸ナトリウム水溶液による消毒を原則とすること

(2) 消毒液を雑巾、ペーパータオル等に含ませ拭き取ること

(3) 金属部分を次亜塩素酸ナトリウム水溶液で消毒を行う際は、腐食防止のため別途水拭きを行うこと

(4) 使用した雑巾は再利用、ペーパータオルは通常のゴミと同様に廃棄すること

(5) 消毒は次の機会に実施すること

ア 大会等イベント開催の前後のほか、イベント中の利用区分（時間帯）ごと

イ 会議室等貸出スペースについては、貸出終了ごと、利用者の入替ごと

9 大会等イベント時の観客の管理

新型コロナウイルス感染拡大防止のため、当面の間、競技者・運営スタッフのみの参加とし、原則として無観客とすること

10 大会等イベントでの感染者発生時に向けた対応

(1) 万が一、感染者や感染の疑いがある者が発生した場合に速やかに対応できるよう、区・体協事務局との連絡体制を事前に整えること

(2) 濃厚接触者や入場者等に対して、後日連絡や情報提供できるよう、氏名・連絡先（電話番号・メールアドレス）等について、入場者の把握に努めること

(3) 入手した個人情報については、目的外の使用を行わないことや1カ月程度経過後に削除（破棄）することを徹底すること

11 大会等イベントでの感染者発生時の対応

(1) 検査を実施し診断した医師から保健所に、新型コロナウイルス感染確認の届け出がある

(2) 保健所は新型コロナウイルスに感染した患者に対し、以下の項目について聞き取り調査を行う

ア 発症14日前から診断されるまでの行動について

イ 発症後の行動について

ウ 接触者の有無と接触の程度について（濃厚接触の特定）

(3) 聞き取り調査により参加者の感染が判明した大会主催者（加盟団体）へ、保健所から新型コロナウイルス感染発生の連絡がある

(4) 大会主催者（加盟団体）は、速やかに区（スポーツ振興課）と体育協会事務局に、

大会等イベント参加者が新型コロナウイルスに感染したことを報告すること
あわせて、大会主催者は、追跡調査のため、大会等イベント参加者名簿を保健所に
提出すること

※ 参加者名簿は大会等イベント終了後、1か月程度保管すること

※ 保健所から区（スポーツ振興課）・体育協会事務局に新型コロナウイルス感染発
生の連絡があった場合は、区（スポーツ振興課）・体育協会事務局から大会主催
者に連絡する

（５）以後の対応は保健所の指示に従うこと